

「いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業」 Q & A

1 募集対象者・交付対象者について

問1 「募集対象者」と「交付対象者」の違いは何か。

答1 「募集対象者」は、本事業の応募資格を有する方のことです。詳しくは募集要項をご確認ください。本事業に応募いただき、選考の結果、補助金により支援することが適当と認められた方のことを「交付対象者」といいます。

問2 いわき市出身以外の者でも、募集対象者となるのか。

答2 いわき市への若者の定着を目的としており、出身地や在籍する大学等の所在地は問いません。

問3 大学等を卒業後、いわき市で暮らし、働きたいと考えているが、現時点でははっきりしない。応募することは可能か。

答3 申込時点において、市内事業所等に正規職員等として就職かつ、市内に定住する意志があり、募集要項の「募集対象者」の要件を満たせば応募できます。

なお、交付対象者として認定を受けた後、やむを得ない事由等により、就職できない場合や定住できない場合には、辞退の届出を行ってください。

問4 市内事業所等への配属を希望していたが、配属先が遠いため、市内から通勤することができない場合の取扱いはどうか。また、市内事業所等で就業した後、転勤や出向を命じられ、市内から通勤することができなくなった場合の取扱いはどうか。

答4 企業の都合等により、市内から通勤することができない場合、認定は取り消されませんが当該期間は従事期間として通算されません。

問5 応募書類の「奨学金貸与証明書」は、どうすれば取得できるか。

答5 【日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている方】

日本学生支援機構の奨学事業戦略課総務係へ請求することで取得できます。請求方法については、次の日本学生支援機構のホームページをご確認ください。(※請求から発行まで概ね2週間を要しますので、余裕を持って手続きしてください。)

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html>

【福島県奨学資金の貸与を受けている方】

82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形長3型:12×23.5cm)を同封し、次の宛先に「福島県奨学資金証明書発行依頼書」を提出してください。※依頼書の例は、市ホームページを参照してください。

【請求先】 福島県教育庁高校教育課

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7775

【いわき市奨学資金の貸与を受けている方】

奨学金貸与証明書の提出は不要です。

問6 病気が原因で1年間休学後、復学したため修業年限以内に卒業できない場合は、応募できるか。

答6 けが等やむを得ない事情により、修業年限以内に卒業又は修了することができない事実が認められ、平成31年度に大学等卒業後、就職を予定している場合は、その旨を証明する書類を添付したうえで応募できます。

2 事業所・就業について

問1 市内事業所等には、いわき市近隣の市町村の事業所も含まれるようだが、どの市町村の事業所までが対象となるのか。

答1 交付対象者のいわき市内の自宅から通勤できる事業所であれば、市町村を限定せず対象となります。

問2 自らが事業主となる場合は支援対象となるのか。

答2 自らが事業主となる場合、登記事項証明書、確定申告書の写し等の提出により、事業活動が確認できた場合に支援対象となります。また、家族従業員の場合も同様です。

問3 非正規職員で働くことになっても支援対象となるのか。

答3 非正規職員であっても、所定労働時間が正規職員に準じて働いている場合は、支援対象となります。なお、対象となる労働時間の目安は週平均40時間相当です。

問4 交付対象者が返還支援のための補助金を受けるためには、どの程度市内事業所等での就業が必要か。

答4 補助金は、年度払補助金と精算払補助金の2種類があります。まず、年度払補助金の交付を受けるには、交付対象者が一の年度においてすべての月に渡り、市内に定住かつ市内事業所等に就業することが必要です。その後、最初に就職した日から起算して5年間（60か月）以上市内定住かつ就業した場合には、精算払補助金の交付を受けることができます。なお、交付対象者としての認定は最初に就職した日から起算して10年間（120か月）を超えた場合には、認定が取り消されますが、既に交付済みの補助金については返還を求めません。

問5 支援対象となる産業は何か。

答5 就職先の産業に限定はありません。風俗営業や暴力団等を除く市内事業所等に就職することが認定要件となります。

3 補助金について

問1 補助金の目安を教えてください。

答1 (1) 1つの大学等で奨学金を貸与した場合

区分	修業 年限	貸与 月数	貸与 月額	左記の場合の 貸与額合計	貸与額の 1/2	返還支援額 の上限額	返還支援額
							貸与額の1/2(返還支 援上限額を超えること はできない)
日本学生支援機構(第一種)							
大学4年制	4	48	64,000	3,072,000	1,536,000	1,536,000	1,536,000
大学6年制	6	72	64,000	4,608,000	2,304,000	1,536,000	1,536,000
大学院(修士課程)	2	24	88,000	2,112,000	1,056,000	768,000	768,000
大学院(博士課程)	3	36	122,000	4,392,000	2,196,000	1,152,000	1,152,000
短大・高専・専修学校2年制	2	24	60,000	1,440,000	720,000	720,000	720,000
短大・専修学校3年制	3	36	60,000	2,160,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
専修学校4年制	4	48	60,000	2,880,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000
日本学生支援機構(第二種)							
大学4年制	4	48	120,000	5,760,000	2,880,000	1,536,000	1,536,000
大学6年制	6	72	120,000	8,640,000	4,320,000	1,536,000	1,536,000
大学院(修士課程)	2	24	150,000	3,600,000	1,800,000	768,000	768,000
大学院(博士課程)	3	36	150,000	5,400,000	2,700,000	1,152,000	1,152,000
短大・高専・専修学校2年制	2	24	120,000	2,880,000	1,440,000	720,000	720,000
短大・専修学校3年制	3	36	120,000	4,320,000	2,160,000	1,080,000	1,080,000
専修学校4年制	4	48	120,000	5,760,000	2,880,000	1,440,000	1,440,000
福島県奨学資金							
大学4年制	4	48	40,000	1,920,000	960,000	1,536,000	960,000
大学6年制	6	72	40,000	2,880,000	1,440,000	1,536,000	1,440,000
短大	2	24	40,000	960,000	480,000	720,000	480,000
高専	2	24	18,000	432,000	216,000	720,000	216,000
いわき市奨学資金							
大学4年制	4	48	40,000	1,920,000	960,000	1,536,000	960,000
大学6年制	6	72	40,000	2,880,000	1,440,000	1,536,000	1,440,000
短大	2	24	40,000	960,000	480,000	720,000	480,000
高専	2	24	29,000	696,000	348,000	720,000	348,000
専修学校(専門課程)	4	48	40,000	1,920,000	960,000	1,440,000	960,000

※奨学資金の区分・貸与月額の一部を掲載しています。

※高専は1～3年次の貸与額は補助対象外。

※大学等別返還支援額の上限額は、次のとおり。

区分	返還支援額の上限額
大学、大学院	(64,000円×奨学金貸与月数)の2分の1
短大、高専、 専修学校(専門課程)	(60,000円×奨学金貸与月数)の2分の1 ※高専は1～3年次の貸与月数を除く

(2) 複数の大学等で奨学金を貸与した場合

認定申請時の大学等の前に在籍していた大学等で貸与を受けていた奨学金についても、補助の対象となります（返還開始済の奨学金は対象外です）。

(例1): 大学及び大学院(修士)で日本学生支援機構奨学金貸与の場合(私立・自宅外)

区分	修業 年限	貸与 月数	貸与 月額	左記の場合 の貸与額合 計	貸与額の 1/2	大学等別補 助上限額a	大学等別返還 支援額b	返還支援認定額
							貸与額の1/2 (aが上限)	
大学	4	48	64,000	3,072,000	1,536,000	1,536,000	1,536,000	1,536,000
大学院(修士)	2	24	88,000	2,112,000	1,056,000	768,000	768,000	
合計	6	72		5,184,000	2,592,000		2,304,000	

(例2): 2年制短大及び短大専攻科で日本学生支援機構奨学金貸与の場合(私立・自宅外)

区分	修業 年限	貸与 月数	貸与 月額	左記の場合 の貸与額合 計	貸与額の 1/2	大学等別補 助上限額a	大学等別返還 支援額b	返還支援認定額
							貸与額の1/2 (aが上限)	
短大	2	24	60,000	1,440,000	720,000	720,000	720,000	1,080,000
短大専攻科	1	12	60,000	720,000	360,000	360,000	360,000	
合計	3	36		2,160,000	1,080,000		1,080,000	

(例3): 高専4・5年及び高専専攻科で日本学生支援機構奨学金貸与の場合(国立・自宅)

区分	修業 年限	貸与 月数	貸与 月額	左記の場合 の貸与額合 計	貸与額の 1/2	大学等別補 助上限額a	大学等別返還 支援額b	返還支援認定額
							貸与額の1/2 (aが上限)	
高専4・5年	2	24	45,000	1,080,000	540,000	720,000	540,000	1,080,000
高専専攻科	2	24	45,000	1,080,000	540,000	720,000	540,000	
合計	4	48		2,160,000	1,080,000		1,080,000	

※高専は1～3年次の奨学金は補助対象外

(例4): 高専4・5年でいわき市奨学資金及び編入先大学で日本学生支援機構奨学金貸与の場合(国立・自宅外)

区分	修業 年限	貸与 月数	貸与 月額	左記の場合 の貸与額合 計	貸与額の 1/2	大学等別補 助上限額a	大学等別返還 支援額b	返還支援認定額
							貸与額の1/2 (aが上限)	
高専4・5年	2	24	29,000	696,000	348,000	720,000	348,000	960,000
大学	2	24	51,000	1,224,000	612,000	768,000	612,000	
合計	4	48		1,920,000	960,000		960,000	

問2 補助金はいつもらえるのか。

答2 補助金は年度払補助金と精算払補助金の2種類があります。

補助金の支払時期については、2つの補助金とも、募集要項に記載の交付要件を満たした日の属する年度の翌年度（期限6月30日）に、補助金交付申請を行った後になります。

支払方法については、補助金交付の要件を満たしていることを確認の上、年度払補助金については交付対象者へ支払います。

精算払補助金については、奨学金貸与機関へ支払いますが、交付対象者が繰上げ返済等を行っており奨学金貸与機関への支払いが終了していた場合等には、交付対象者へ支払います。

支援例 1

(支援例: 大学3年生で、日本学生支援機構の第一種奨学金を支援する認定を受けた場合)

- ① 貸与奨学金 私立大学（自宅外）月額64,000円（大学4年間総額3,072,000円）
- ② 返還支援認定額 1,536,000円（貸与を受けた奨学金の2分の1）
- ③ 返還額：【初年度】 月々14,222円（18年返済計画）×6か月＝85,332円
【次年度以降】 月々14,222円×12か月＝170,664円
- ④ 年度払補助金合計 546,132円（85,332円＋153,600円×3年）
- ⑤ 精算払補助金 989,868円（1,536,000円－546,132円）

平成31年3月 大学3年生 交付対象者認定

平成32年3月 奨学金貸与終了

平成32年4月 市内定住・市内事業所等への就職

平成32年10月 奨学金返還開始

平成33年3月 年度払補助金の要件を充足。以後、毎年度3月末に要件を充足。

平成37年3月 就業期間60月経過 精算払補助金の要件を充足

年度	定住 就業 月数	返還額 a	年度払 補助金上限 b	補助額 【年度払補助 は、aを補助（b が上限）】	補助金 の種類	交付申請 期限	支払先
H32	12月	85,332円	153,600円	85,332円	年度払	H33.6.30	交付対象者
H33	12月	170,664円	153,600円	153,600円	年度払	H34.6.30	交付対象者
H34	12月	170,664円	153,600円	153,600円	年度払	H35.6.30	交付対象者
H35	12月	170,664円	153,600円	153,600円	年度払	H36.6.30	交付対象者
H36	12月	170,664円	—	989,868円	精算払	H37.6.30	学生支援機構
合計	60月	767,988円	—	1,536,000円			

※支援後返還残額 768,012円（3,072,000円－767,988円－1,536,000円）

問3 企業の都合等により、市内定住かつ市内事業所等に就業した期間が1年度内に12か月に満たないときは、年度払補助金はもらえないのか。

答3 企業の都合等（転勤、出向・倒産など）により、年度払補助金の交付要件である、1年度に市内定住かつ市内事業所等に就業した期間が12月に満たないときは、返還支援額に100分の10を乗じて得た額に、その年度に定住かつ就業した月数を乗じ12で除した額を上限に、年度払補助金の交付を受けることができます。

なお、企業の都合等によらない理由による離職の場合は、その年度分の年度払補助金の交付は受けられません。

支援例 2

（支援例：日本学生支援機構の第一種奨学金を支援する認定を受けた場合）

貸与奨学金：私立大学（自宅外）月額64,000円（大学4年間で3,072,000円）

返還支援認定額：1,536,000円（貸与を受けた奨学金の2分の1）

(1) 平成32年度に大学卒業後すぐに就職し、1年7か月経過後、辞令により、東京の本社への異動を命じられた場合（今後、いわき市に定住できない場合）

① 初年度の返還額 月々14,222円×6か月（10月から開始）＝85,332円

初年度返還分の年度払補助金 85,332円

② 次年度の返還額 月々14,222円×12か月＝170,664円

次年度返還分の年度払補助金 89,600円

（年度払補助金上限額 153,600円（返還支援額の1/10）×7月/12月＝89,600円）

年度	定住 就業 月数	返還額 a	年度払 補助金上限 b	補助額 【年度払補助 は、aを補助（b が上限）】	補助金 の種類	交付申請 期限	支払先
H33	12月	85,332円	153,600円	85,332円	年度払	H34.6.30	交付対象者
H34	7月	170,664円	89,600円	89,600円	年度払	H35.6.30	交付対象者
合計	19月	255,996円	—	174,932円			

※東京転勤後に、再度、いわきに転勤となった場合については、最初に就職した日から起算して10年間（120か月）以内であれば、定住・就業の補助金交付要件を満たせば、年度払補助金・精算払補助金とも支給対象となります。

(2) 上記の例で、1年7か月経過後に、自己都合により離職した場合

次年度返還分の年度払補助金（89,600円）は支給されません。

問4 返還支援額と補助金の関係を教えてください。

答4 返還支援額は奨学金の返還を支援するための補助金の総額です。返還支援額を、年度ごとの要件を満たした場合に交付する年度払補助金と、60か月定住・就業した場合に最終的に交付する精算払補助金の2種類に分けて交付します。

4 政策提案について

問1 「自分が学生の内に行動できること」「自分が就職してから行動できること」は、実績報告を求められるとされていますが、提案どおりの内容を実施できない場合は、補助金はもらえなくなるのですか。

答1 提案した内容を全く実施できない場合や、あまりにも提案内容と実施した内容が異なる場合は、補助金を交付しない可能性もあります。

問2 「自分が就職してから行動できること」は、就職後5年間毎年実施しなければならないのか。

答2 実施時期・頻度等については、申請者が実施可能と判断する範囲で政策提案書に記載すればよく、必ずしも就職後5年間毎年実施しなければならないものではありません。ただし、政策提案書に記載された内容は、交付対象者の選考に用いられます。

5 その他

問1 従事期間の算定の仕方はどうなりますか。

答1 従事事業所の算定に当たっては、1事業所での就業につき就業月及び離職月に1月に満たない端数を生じたときは、これを合計し、その合計日数が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上45日未満のときは1月として計算し、45日以上の場合は2月として計算します。

問2 交付対象者の認定を受けた後、予定を変更し、市内事業所等に就職せず、別の大学等に進学した場合はどうなるのか。

答2 交付対象者の認定を取り消すこととなります。

問3 育児休暇、病気休暇等の期間は、補助金交付の要件である就業期間に通算されるか。

答3 離職していなければ含まれます。

問4 福島県にも同様の奨学金返還助成制度があると聞きました。県と市、両方の返還助成を受けることができますか。

答4 重複して補助を受けることはできません。